

# 23年5月20日から適用されます。対象者はご注意ください 日本脳炎予防接種について生活健康課からお知らせ



## 日本脳炎の予防接種

日本脳炎予防接種をした後、重い病気にかかった事例が発生したこと、平成17年度から21年度まで、日本脳炎の予防接種のご案内はしませんでした。

その後、新たなワクチンが開発されたことを受け、現在では日本脳炎予防接種を通常通り受けられるようになっていきます。

平成23年度は、3歳、4歳、5歳、9歳、10歳のお子さんに予防接種をご案内しています。それ以下のお子さん（平成15年から18年生まれ）については、平成24年度以降にご案内します。

またお子さんは、日本脳炎予防接種が不十分な場合があります。

特に平成13年度から18年度生まれのお子さんは、1期接種が終わっていない場合があります。ご注意ください。

## 接種機会を逃した場合

(17年度〜22年度)

平成23年5月20日から、日本脳炎予防接種の対象者が拡大されました。

ご案内の対象になっていない場合でも、平成7年6月1日から平成19年4月1日生まれて、1期・2期の接種が終っていないお子さんは、20歳未満までの間、予防接種を受けることができます。

日本脳炎予防接種の詳細については、生活健康課健康室にお問い合わせください。厚生労働省ホームページ「日本脳炎ワクチン接種にかかるQ&A」をご覧ください。

## 1期接種について

| 第1期標準的な接種期間に該当する者および未了者 | 1期接種済回数                | 接種する回数と間隔                             |
|-------------------------|------------------------|---------------------------------------|
|                         | 0回の場合 →<br>(全く受けていない者) | ●6～28日の間隔をあけて2回接種<br>●おおむね1年後に第1期追加接種 |
| 1回の場合 →                 | ●6～28日の間隔をあけて2回接種      |                                       |
| 2回の場合 →                 | ●1回接種                  |                                       |

## 2期接種について

| 平成23年度の年齢   | 接種方法   |
|---|--|
| ① 年少相当(3～4歳)以下<br>(平成19年4月1日以降生まれ)                    | 町からの案内に沿って通常どりの期間に接種してください。  |
| ② 年中相当(4～5歳)～小4<br>(平成13年4月～平成18年3月生)                 | 1期接種が遅れているため、今後の2期接種の案内については未定。1期接種を既に受けたお子さんは、希望すれば、2期接種を受けることができます(通常の2期接種の対象は9歳以上13歳未満ですが、この年齢の皆さんには、2期の接種期間を20歳未満まで延長しています)。 |
| ③ 小5～中3相当および<br>高1相当の一部(6月生まれ以降)<br>(平成7年6月～平成13年3月生) | 今後の2期接種の案内については未定。1期接種を既に受けたお子さんは、希望すれば、2期接種を受けることができます(通常の2期接種の対象は9歳以上13歳未満ですが、この年齢のお子さんには、2期の接種期間を20歳未満まで延長しています)。             |

※平成23年度に積極的勧奨接種の対象となるお子さんには、個別で通知します。  
※第2期接種対象年齢で1期接種が未了のお子さんや2期接種について接種希望する場合には、生活健康課健康室までお問い合わせください。  
(勧奨接種…必要な予防接種を国が勧め、国民がこれを受ける努力をすること)

森林組合おおいがわ中川根支所 ☎(56)0012 同本川根支所 ☎(59)3163 産業課林業室 ☎(56)2226

## 森林組合おおいがわ本川根支所で意見交換など

# 提案型集約化施業(利用間伐)の報告会が開かれました

## 提案型集約化施業とは…

森林を間伐する際に、複数の所有者の森林をひとまとめにして、単年または数年間で作業をしながら伐採木を販売していく森林管理方法の一つです。

間伐には、木の保育を主目的とした「切り捨て間伐(保育間伐)」と、作業効率を高め生産コストを抑え販売を可能とする「利用間伐」という手法があります。この利用間伐の中で、複数の所有者に収益をあらかじめ提示しながら取りまとめ、作業を進めていく手法のことを「提案型集約化施業」といいます。

昨年度から町内では、森林組合おおいがわ(以下森林組合)を始めとして、民間企業でも「利用間伐」が取り組まれています。これは、平成21年12月25日政府発表の「森林・林業再生プラン」に適應した取り組みで、坂京地区の「杉山段」で、本町初の取り組み

が始まりました。

## 結果報告会と現場確認

森林組合本川根支所で6月2日、関係森林所有者、県・町の林業関係職員が参加して、提案型集約化施業の結果報告と現場確認が実施されました。森林組合ではこの作業で、プランナー※が作業をする現場の森林所有者と面談をしながら、森林の状況や作業内容、将来の目標などを一つ一つ説明・確認し、所有者10人、約3畝の森林を取りまとめました。木材価格も程よく取り引きされ、プラン段階の見積もり金額を上回る成果が生まれました。

参加者が一堂に会した意見交換では①林内作業路の作設方法や幅②今後の作業予定地③収益を上げることの大切さ④林内作業路の幅の考え方⑤20年後30年後の目標などについて、活発な意見が交わされました。

志太榛原農林事務所職員か

らは「これを契機に林業、森林という財産に自信を持つてほしい」と、森林所有者に向けて激励のメッセージが送られました。

今後は、アンケート調査や検証作業を実施し、技術向上、作業場所の拡大、プラン精度など、課題の克服を軸に、町内の森林の適正管理(保育や環境重視の伐採を含む)と森林から所得を得ることをテーマに森林管理を続けます。

また、収穫をテーマとした列状間伐(集材効率に重点を置いた伐採方法)も積極的に検討します。

本年度から、国や県の補助制度、作業内容、森林計画も変更されます。詳細は森林組合おおいがわ、または役場産業課林業室までお問い合わせください。そのほか、森林や林業、木材産業に関するご相談についても、随時受け付けています。



写真上から時計回りに 高性能林業機械を使った木材生産、現地で実施した現地確認の様子、森林組合事務所で開催された意見交換の様子